

ハンセン病国賠訴訟から10年

～鳥取県の10年の歩みとこれからを考える～

長い間の隔離と排除の歴史からの転換点となった「違憲国家賠償請求訴訟」の勝訴から10年が過ぎました。その間さまざまな取り組みが進められてきました。

しかし、ハンセン病回復者や家族の人間性は回復され、社会に受け入れられていると言えるでしょうか。

また、福島県の原子力事故災害では、市民の間で避難者等に対して人権侵害が発生しており、私たち自身の反省や対応も十分だったのでしょうか。

今回のシンポジウムでは、入所者や団体の活動者、教育者などにそれぞれの立場でこの10年を振り返っていただきながら、今後何をすべきか一緒に考えて行きたいと思います。

日 時

2011年
(平成23)

12月3日 土

午後2時～午後4時

会 場

米子コンベンションセンター
小ホール

(米子市末広町294)
(Tel 0859-35-8111)

■パネリスト

石田 雅男 (国立療養所長島愛生園入所者)

一盛 真 (鳥取大学地域学部准教授)

金山 正義 (米子市立福米西小学校校長)

荒井 玲子 (長島と鳥取を結ぶ会代表)

■コーディネーター

清見 久夫

(部落問題の解決を願う・ねっとわーく・とっとり代表)

■総合司会

佐藤 真弓

(西伯小学校コミュニティースクール会長)

● 託児室をご用意します。

● 手話通訳を行います。

● 要約筆記を行います。

▶ 託児をご希望の方は 11月25日(金)までに実行委員会まで電話にてお申し込み下さい。

お問合せ先

ハンセン病を考えるミニシンポジウム実行委員会事務局
大山町中山ふれあいセンター内

Tel / Fax 0858-58-2401 石谷

主 催 ハンセン病を考えるミニシンポジウム実行委員会

構成団体 長島と鳥取を結ぶ会、部落問題の解決を願う・ねっとわーく・とっとり、
鳥取県総務部人権局人権・同和対策課、鳥取県西部総合事務所福祉保健局健康支援課

協力団体 米子市、大山町

ハンセン病関係年表

年 月	事 項	備 考
明治 42 年	らい予防法に関する件	
昭和 5 年	岡山県に国立長島愛生園開園	初めての国立療養所
昭和 6 年 8 月	「癩予防法」の制定	
昭和 11 年	「無らい県運動」高まる。	
昭和 18 年	アメリカ・カービル療養所でプロミン治療により菌陰性化患者軽快退所が可能となる。	ハンセン病は治る病気と認識される。
昭和 22 年	国内で特効薬プロミンの試験的使用開始	
昭和 24 年	国内でプロミンの全的使用開始	
昭和 28 年 8 月	「らい予防法」へ改正	
昭和 31 年 4 月	ローマ国際会議（ハンセン病患者の救済と社会復帰のための国際会議）	偏見除去及び隔離不要が決議。
昭和 39 年 11 月	鳥取県「里帰り事業」開始（全国初）	
昭和 56 年	WHO で多剤併用療法を提唱	早期発見、早期治療で完治する病気となる。
平成 8 年 4 月	らい予防法廃止	「らい」の呼び名が「ハンセン病」となる。
平成 9 年 7 月	ハンセン病ふるさと交流（夢みなど博）	
平成 13 年 5 月	ハンセン病国家賠償請求訴訟、熊本地裁原告勝訴判	
平成 13 年 5 月	国控訴断念、原告の勝訴確定	
平成 13 年 6 月	片山知事、長島愛生園、邑久光明園訪問	
平成 13 年	遺骨里帰り支援事業実施	(平成 13～14 年度)
平成 14 年 6 月	ハンセン病資料集「風紋のあかり」発刊	
平成 15 年 3 月	ハンセン病問題啓発ビデオ「砂丘はありますか？大山はありますか？」作成	
平成 15 年 7 月	鳥取事件	
平成 15 年 11 月	黒川温泉宿泊拒否事件	
平成 20 年 6 月	ハンセン病基本法の成立 「ハンセン病の碑」を建立	
平成 21 年 3 月	鳥取県立図書館に「ハンセン病問題啓発資料コーナー」を設置	
平成 21 年 4 月	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の施行	

交通アクセス



BiG SHiP (ビッグシップ) 米子コンベンションセンター

〒683-0043 鳥取県米子市末広町294
TEL 0859-35-8111 FAX 0859-39-0700

- JR米子駅から徒歩5分
- 米子空港から車で約25分
- 米子自動車道米子I.Cから
山陰自動車道（松江方面行き）経由
米子中I.Cから車で約5分

※松江方面からお越しの場合は、米子西I.Cを下りてください